

○山梨県公安委員会表彰規程

平成19年7月4日

公安委員会規程第6号

改正 令和元年9月3日公安委員会規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 表彰状
- (2) 感謝状

(表彰の基準)

第3条 表彰状は、次の各号のいずれかに該当する山梨県警察の職員（以下「職員」という。）又は山梨県警察本部の所属、警察署、警察学校その他事務処理上必要があつて設けられた組織（以下「部署」という。）に対して授与するものとする。

- (1) 警察の信頼を高め、又は県民等から賞賛若しくは感謝されるなど顕著な功労があると認められるもの
- (2) 自らの危険を顧みず職務を遂行し、他の職員の模範となる顕著な功労があると認められるもの

2 感謝状は、次の各号のいずれかに該当する職員及び部署以外の個人又は団体に対して授与するものとする。

- (1) 長年にわたって警察活動に協力し、顕著な功労があると認められるもの
- (2) 自らの危険を顧みず、被疑者の逮捕、人命の救助又は保護等を行い、顕著な功労があると認められるもの

3 前2項に定めるもののほか、公安委員会が前2項に準ずる功労があると認める場合は、表彰することができるものとする。

(表彰の推薦)

第4条 公安委員会の委員（委員長を含む。以下「委員」という。）又は山梨県警察本部長（以下「本部長」という。）は、前条に定める功労があると認める職員、部署、個人又は団体（以下「職員等」という。）について、表彰推薦書（第1号様式）により公安

委員会に推薦するものとする。

(表彰の決定)

第5条 公安委員会は、前条の推薦の内容を審査し、表彰を決定するものとする。

2 前項の規定による審査及び表彰の決定は、山梨県公安委員会運営規則（昭和29年山梨県公安委員会規則第2号）第3条に規定する会議において行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、会議以外の方法によることができるものとし、公安委員会が本部長の意見を聞いて審査し、表彰を決定するものとする。

(表彰授与者)

第6条 表彰状及び感謝状は、山梨県公安委員長が授与する。

(表彰の様式)

第7条 表彰状及び感謝状の様式は、第2号様式及び第3号様式とする。

(副賞)

第8条 表彰には、副賞として賞金又は記念品を付与することができる。

2 前項の規定による副賞は、次の表の左欄の種別に応じ、同表の右欄に掲げる額を限度とする。ただし、公安委員会が特に功労があると認めるときは、これを増額することができる。

種別		副賞額
表彰状	職員	5,000円
	部署	5,000円
感謝状	個人	5,000円
	団体	5,000円

(死亡又は退職時における表彰)

第9条 公安委員会は、職員又は個人が死亡し、又は退職した後に表彰しようとするときは、職員又は個人の死亡の日又は退職の日にさかのぼって表彰することができるものとする。

(表彰の取りやめ)

第10条 公安委員会は、表彰することを決定した職員等に対して表彰することが適当でないことを認めるときは、表彰を行わないことができるものとする。

(表彰台帳)

第11条 公安委員会は、表彰台帳（第4号様式）を備え付け、表彰を行った都度、所要の

事項を記載するものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年9月3日公安委員会規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

様式 略